

# 経済安全保障と 大量破壊兵器関連物資等を めぐる動向

## 経済安全保障をめぐる米中の動向

### ■米国による関税措置と中国による対抗措置

1月に発足した米国のトランプ政権は、合成麻薬・フェンタニルの流入阻止等を目的として、中国等の特定国からの輸入品に追加関税(注1)を適用すると予告した(2月)。また、「貿易赤字が国家安全保障を脅かした」などとして、我が国を含む全ての国・地域からの輸入品に相互関税(注2)を適用する旨明らかにし(4月)、中国に対しては、20%の追加関税を適用した(3月)ほか、34%の相互関税を適用すると予告した(4月)。

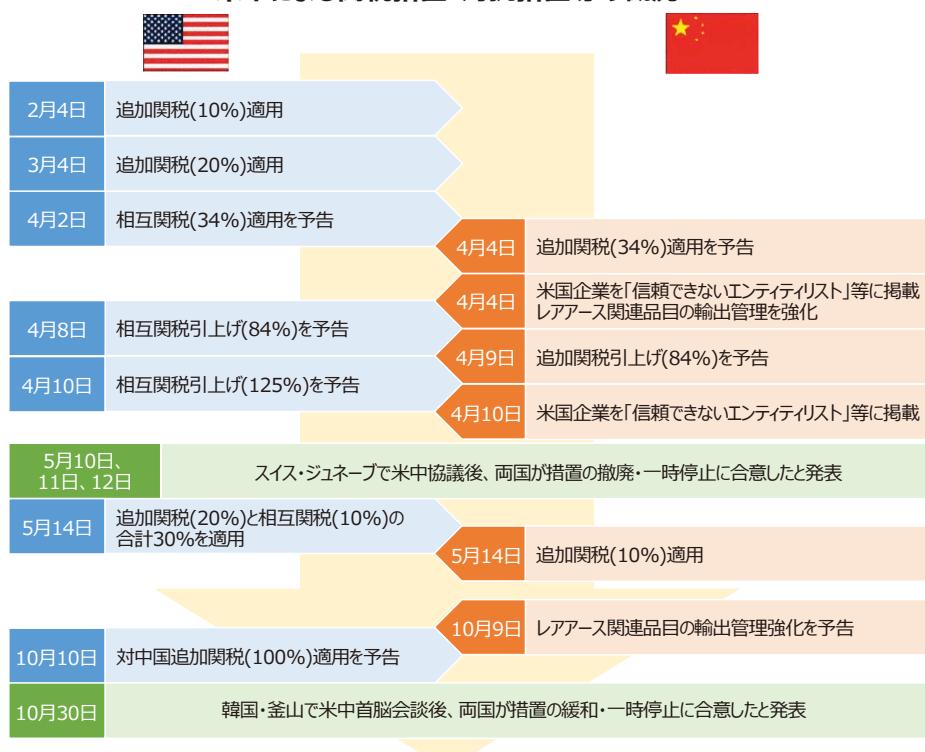
これに対し、中国は、34%の追加関税を米国に適用すると予告した(4月)ほか、「信頼できないエンティティリスト」への米国企業17

社の掲載や、レアアース関連品目の輸出管理強化等、米国に対抗したとみられる様々な措置を講じた(4月)。

(注1) 追加関税とは、通常の関税に上乗せして賦課する関税を指す。米国は、国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づき、中国からの輸入品に対して10%を賦課した(11月10日時点)ほか、カナダ及びメキシコからの輸入品に対してそれぞれ原則35%及び30%を賦課した(10月31日時点。メキシコへの追加関税は停止中)。

(注2) 相互関税とは、不公正な貿易慣行に対抗するため、通常の関税に上乗せして賦課する関税を指す。米国は、大統領令に基づき、全ての国・地域に対し、一律10%のベースライン関税を賦課した上で、我が国を含む一部の国・地域に対し、個別に関税率を上乗せして賦課した。中国には34%を賦課し、うち24%分を停止(10月31日時点)。

### 米中による関税措置・対抗措置等の概況



(報道等に基づき当庁作成)

その後、米中両国は、相互関税・追加関税の引上げ等の応酬を続けたが、スイス・ジュネーブで協議を行い、双方が賦課した関税の暫定的な引下げや、中国による「信頼できないエンティティリスト」掲載等の措置の撤廃・一時停止に合意した（5月）。両国は、6月以降も、中国による米国産穀物の輸入停止措置等をめぐって協議を継続した（6月、7月）が、中国による新たなレアアース関連品目の輸出管理強化や米国による100%の对中国追加関税発動の方針がそれぞれ予告されるなど、米中間のけん制や駆け引きが続いた。こうした中、韓国・釜山で実施された米中首脳会談において、米国が追加関税を引き下げ、中国が米国産穀物の輸入再開やレアアースの輸出管理強化措置を1年間延期することなどで合意した（10月）。

## ■AI半導体の優位性の維持・強化に向けた米国の動き

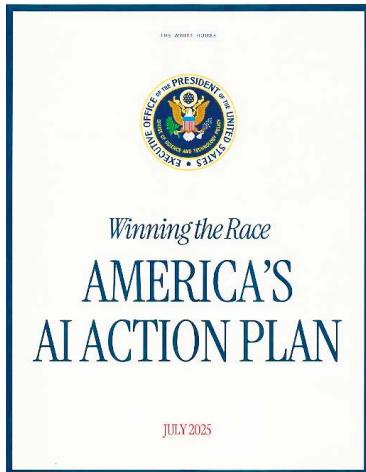
トランプ大統領は、米国の技術的優位性の維持・強化に向けた施策の検討や、既存の輸出管理制度の見直し等を関係当局に指示する大統領覚書を発表した（1月）。その後、米国は、先端AIモデルの開発に不可欠なAI半導体に関し、特定国・地域を除き、輸出管理の対象とする前政権の方針を撤回し、より多くの国・地域に輸出する方針を示した（5月）。

また、米国商務省産業安全保障局（BIS）は、一部の中国製AI半導体について、米国の輸出管理規則（EAR）に違反して開発・製造された可能性が高く、当該AI半導体の利用等がEAR違反となるおそれがあるとして、米国内外に向けて注意喚起する文書を公表した（5月）。

さらに、米国は、AI関連政策を取りまとめた「AI行動計画」を公表し、その中で、AI関連技術やハードウェア等の同盟国等への輸出促進が優位性の維持に重要であることや、「敵対勢力」が米国のイノベーションを利用して、米国



10月、米国のトランプ大統領と中国の習近平国家主席が韓国・釜山で会談（写真提供：ロイター/アフロ）



「AI行動計画」  
(米国ホワイトハウスウェブサイト  
(<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/07/Americas-AI-Action-Plan.pdf>))

の国家安全保障を損なうことのないよう、輸出管理の「抜け穴」を塞ぐ必要があること等を指摘した（7月）。

一方、中国は、中国製AI半導体に関する米国の注意喚起等が、対抗措置を要する差別的なものであるかを検討するため、調査を実施すると発表した（9月）。

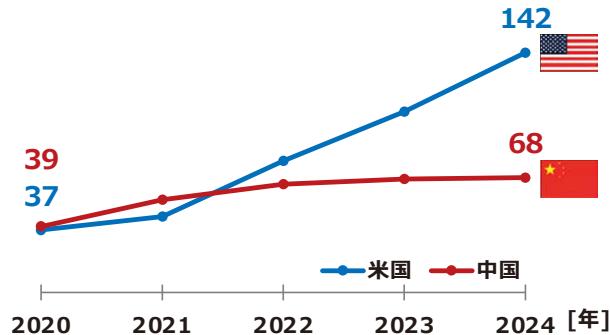
## ■航空宇宙分野のイノベーション促進に向けた米国の取組

米国は、航空宇宙分野において、イノベーション促進に向けた施策を打ち出した。

航空分野については、無人航空機（UAV）の世界シェアの大半を中国が占めるとされる中、トランプ大統領は、関係当局による規制が航空分野の発展を妨げてきたとの認識の下、イノベーションを促進し、優位性を強化することによる「敵対国」への依存度の低減や、米国製UAVの輸出促進等を目的として、目視外飛行を可能とする規制緩和等を関係当局に指示する大統領令に署名した（6月）。

また、宇宙分野においては、米国がロケットの打ち上げ回数で世界をリードし、これを中国

### 米中のロケット打ち上げ回数



（国立研究開発法人科学技術振興機構の調査報告書「『宇宙科学強国』を目指す中国の宇宙開発」に基づき当庁作成）

が追いかける中、トランプ大統領は、商業宇宙分野の競争力強化を目的として、ロケットの打ち上げ許可手続の簡素化等を関係当局に指示する大統領令に署名した（8月）。

## 無人航空機(UAV)を始めとする兵器の製造・開発で外国製品を利用するロシア

ロシアは、ウクライナ侵略において、UAVに有用性があるとして、その製造に力を注いでいる。プーチン大統領は、令和6年（2024年）に150万機以上のUAVがロシア軍向けに納入されたとする一方、依然として不足しているとも述べ、UAVの増産を指示した（4月）。

ロシアは、UAVを始めとする兵器の製造・開発に際し、外国製品を利用している。米国のシンクタンク「先端防衛研究所」（C4ADS）は、ロシアがイランから同国製UAV「シャヘド136」を調達し、後に同機体を改良した国産UAV「ゲラン2」を開発した事例を紹介した（5月）。また、ウクライナの調査団体「独立汚職防止委員会」（NAKO）は、ロシアが、第三国を通じて我が国を含む西側製の電子機器を調達し、戦闘機の部品に利用している旨指摘した（7月）。

西側諸国・地域は、ロシアによる西側製品の軍事利用を受け、同国に対する制裁を拡大している。例えば、EUは、UAVの操縦装置に利用される可能性があるとして、ゲーム機



イラン製UAV「シャヘド136」  
(写真提供=Middle East Images via AFP)



ロシア製UAV「ゲラン2」  
(写真提供=SPUTNIK/時事通信フォト)

コントローラーのロシア向け輸出を禁止した（2月）。我が国も、EUに先駆けて同製品のロシア向け輸出を禁止した（1月）。また、我が国は、ロシアの2団体及び第三国所在の9団体を、新たに輸出等禁止措置の対象に指定した（9月）。

## イラン及び北朝鮮による大量破壊兵器等の開発や関連物資の調達・拡散

### ■対イラン国連制裁の再適用後もウラン濃縮活動、ミサイル開発継続の姿勢を維持するイラン

イランの核問題をめぐっては、「包括的共同作業計画」(JCPOA、注1)の制限を大幅に超えるウラン濃縮活動を続けていた同国に対し、イスラエル及び米国が、核関連施設等を攻撃す

る(6月)など、事態が大きく動いた。9月には、国連安保理決議第2231号(注2)に基づき、ウラン濃縮活動及び弾道ミサイル関連活動の停止、武器の禁輸等、過去に解除されていた国連による一連の対イラン制裁措置が再び課されることになった。

#### イランの核問題をめぐる動向

4月	・ イラン、核問題に関する対米協議を第2次トランプ政権下で初開催(12日)
5月	・ イラン、ウラン濃縮活動の完全停止を求める米国の要求を拒否(26日) ・ IAEA事務局長、イランが濃縮度60%のウランを400kg超(※)保有と報告(31日) ※ 兵器級の濃縮度90%まで濃縮した場合、核兵器9発分に相当する量と指摘
6月	・ IAEA理事会、イランに対する非難決議を採択(12日) ・ イラン、IAEA非難決議への対抗措置としてウラン濃縮施設の新設等を発表(12日) ・ イスラエル、「イランの核開発は国家存続に関わる差し迫った脅威」と主張し、イランの核・軍事関連施設等への空爆等を開始(13日) ・ イラン、ミサイル及び無人航空機でイスラエルに反撃(13日) ・ イラン・米国核協議(第6回)が中止(15日) ・ 米国、イランの核関連施設3か所を空爆(22日) ・ イラン、カタールの米軍基地をミサイル攻撃(23日) ・ トランプ大統領、イスラエル・イランの停戦合意発効を発表(24日)
7月	・ イラン、IAEAがイスラエル及び米国による核施設攻撃を批判しなかったと反発し、IAEAとの協力停止に関する法律を施行(2日)
8月	・ 英仏独、イランのJCPOA違反を理由に、国連の対イラン制裁復活の手続を開始(28日)
9月	・ 国連の対イラン制裁(安保理決議第1696号、第1737号、第1747号、第1803号、第1835号、第1929号)が再適用(27日) ・ イラン、「制裁再適用の決定は違法かつ不当であり、従う義務はない」と主張(27日)
10月	・ イラン、「国連安保理決議第2231号が失効した」旨発表(18日)



イスラエル攻撃前(上)と攻撃後(下)に撮影されたイラン中部ナターンズの核施設の衛星写真(写真提供: AFP=時事)

(報道等に基づき当庁作成)

こうした中、イランは、6月の攻撃で破壊された核施設の再建を含め、ウラン濃縮活動を継続する姿勢を見せている。また、イスラエルによる再攻撃の可能性が指摘される中、イランは、新型無人航空機(UAV)を公表したり(8月)、各種ミサイル・UAVの発射実験の実施が報じられたりするなど(8月、9月)、これらの兵器の製造開発にも注力している様子がうかがえる。イランは、ミサイルの誘導技術や製造に必要な製品等が不足していると指摘されており、これらを海外から調達する可能性にも留意が必要である。

(注1) イランと、英国、ドイツ、フランス、米国、中国及びロシアとの間で平成27年(2015年)に合意されたイランの核問題に関する最終合意であり、核兵器開発を防止するために、同国に対し、濃縮ウランの貯蔵量・濃縮度、遠心分離機の台数に制限を設けるなど核関連活動に制約をかけ、その見返りに欧米が対イラン制裁を解除することを規定している。

(注2) JCPOAの完全な履行を促すとともに、イランに対する国連制裁の解除の手順等を規定。同決議は、10月18日に失効する予定であったが、イランによる合意の重大な不履行があったとして、一旦解除された対イラン制裁に関する6本の国連安保理決議が再適用された。

## ■大量破壊兵器等の開発を継続する北朝鮮

北朝鮮の報道機関は、「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」の発射実験（1月）やミサイルエンジンの燃焼実験（9月）を報じる中で、エンジンへの炭素纖維複合材料の使用などを伝え、技術的な進展ぶりを誇示した。また、米

国国防情報局（DIA）は、北朝鮮が、依然としてミサイル開発に関連する物資の不正調達を継続していると指摘した（5月）。北朝鮮が大量破壊兵器等を開発するに当たっては、第三国の関与・支援が不可欠とみられ、引き続き警戒を要する。

### 北朝鮮の大量破壊兵器等の開発等をめぐる動向

報道日	主な内容
1月7日	北朝鮮の報道機関は、エンジンに炭素纖維複合材料を使用した「新型極超音速中長距離弾道ミサイル」が発射された旨報道
1月15日	米国研究機関は、北朝鮮が複数の国を経由して核開発に転用可能な物資を調達していたと指摘
1月29日	北朝鮮の報道機関は、「核物質生産基地」及び「核兵器研究所」を訪問した金正恩総書記が、「兵器級核物質」増産の必要性を強調した旨報道
3月27日	北朝鮮の報道機関は、各種無人航空機（UAV）の性能実験を視察した金総書記が、「無人装備と人工知能技術分野は最優先に発展させるべき」と指示した旨報道
5月11日	DIAは、北朝鮮が中露の関係者から協力を得て、ミサイル開発関連物資を不正に調達しつつ、弾道ミサイル関連技術を他の懸念国に拡散させる可能性を指摘
5月29日	多国間制裁監視チーム（MSMT）は、露朝間の軍事協力に関する第1回の報告書を公表し、北朝鮮がロシアからミサイル誘導能力向上に資する情報の提供を受けていると指摘
6月11日	ウクライナ軍当局は、北朝鮮内でのUAV製造に露朝が合意した旨指摘する同軍幹部の発言などを紹介
8月2日	ロシアの団体は、訪露した北朝鮮代表団がUAVの開発・製造施設などを視察したと発表
9月2日	北朝鮮の報道機関は、炭素纖維複合材料を使用した固体燃料型ミサイルエンジンがICBM「火星砲19」型系列及び次世代ICBM「火星砲20」型に利用される計画である旨報道
9月9日	北朝鮮の報道機関は、炭素纖維複合材料を使用した固体燃料型ミサイルエンジンの燃焼実験が実施された旨報道
9月19日	北朝鮮の報道機関は、「金星」系列と称するUAVなどの性能試験を視察した金総書記が、UAVの生産能力の拡大・強化などに言及した旨報道

（各種公開情報に基づき当庁作成）

## 重要産業の国産化を見据えた中国の動向

中国の経済社会の発展計画である「第14次5か年計画」(令和3年(2021年)発表)においては、重要産業の国産化が重要目標の一つとして掲げられているところ、同計画の最終年に当たる令和7年(2025年)、中国官製メディアは、「エネルギー・通信、インフラ施設など102の重要プロジェクトで目標達成率が98%を超えた」(3月、「中国中央電視台」(CCTV))、「[DeepSeek]に代表される人工知能や、人型ロボットの分野等で多くの成果が生み出された」(3月、「新華社」)などと、その成果をアピールした。

また、中国の製造業発展戦略「中国製造2025」(平成27年(2015年)発表)においても、「製造強国実現に向けた重要技術の対外依存の脱却」が重要目標の一つとして明記されている。「中国製造2025」の発表から10年が経過し、同戦略の「第一段階」として掲げた「2025年までに製造強国に列に加わる」との目標について、欧米を中心にその達成状況の検証が行われている。

ドイツのシンクタンク「メルカトル中国研究所」(MERICS)は、中国が「中国製造2025」を通じて、鉄道や電気自動車、電力設備等の分野で世界をリードしていると結論づける一方、各種産業の「最先端領域」の分野では、依然として外国依存度が高い状況が続いていると指摘した(6月)。

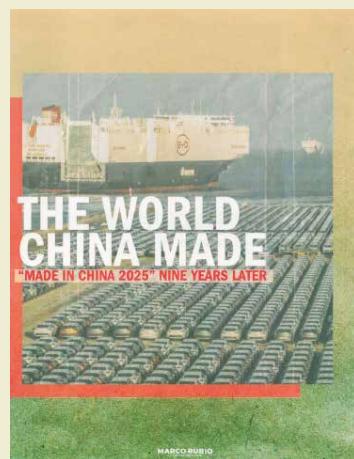
なお、米国のマルコ・ルビオ上院議員(当時)も、令和6年(2024年)9月の時点で、「中国製造2025」の対象となった先端技術のうち、電気自動車やエネルギー、造船、高速鉄道等、多くの分野で、中国が当初の目的に「到達又は到達しつつある」とする一方、半導体やロボット等の一部分野については、依然として外国への依存度が高いと指摘する報告書を発表した。

中国は、「第15次5か年計画」の策定に向けた準備を進めるとともに、「中国製造2025」の「第二段階」として掲げる「中等レベルの製造強国」の実現に向けた取組への移行を目指すとみられる。10月に開催された中国共産党中央委員会全体会議(第20期中央委員会第4回全体会議(4中全会))では、習近平政権が重視する「新たな質の生産力」の重要性が強調されるとともに、科学技術分野で海外に依存しない「製造強国」の建設を加速することが示された。中国が重視する先端技術の中には、我が国が技術的優位性を有する分野も含まれるところ、今後、中国が、これらの技術を有する我が国企業・大学に対し、各種働き掛けを強化することが予想される。

### 「中国製造2025」の重点10領域

- ① 次世代情報・通信技術
- ② 先端工作機械・ロボット
- ③ 航空宇宙設備
- ④ 海洋エンジニアリング・ハイテク船舶
- ⑤ 先進鉄道交通
- ⑥ 省エネルギー・新エネルギー自動車
- ⑦ 電力設備
- ⑧ 農業設備
- ⑨ 新材料
- ⑩ バイオ医薬・高性能医療機器

(中国政府発表に基づき当庁作成)



マルコ・ルビオ上院議員(当時)が発表した報告書  
(<https://www.americanrhetoric.com/speeches/PDFFiles/Marco-Rubio-The-World-China-Made.pdf>)

## アカデミアにおける米中“デリスキング”

他国への依存がもたらすリスクの緩和(デリスキング)に向けた米中の取組は、研究開発の最前線であるアカデミアにおいても顕著になりつつある。

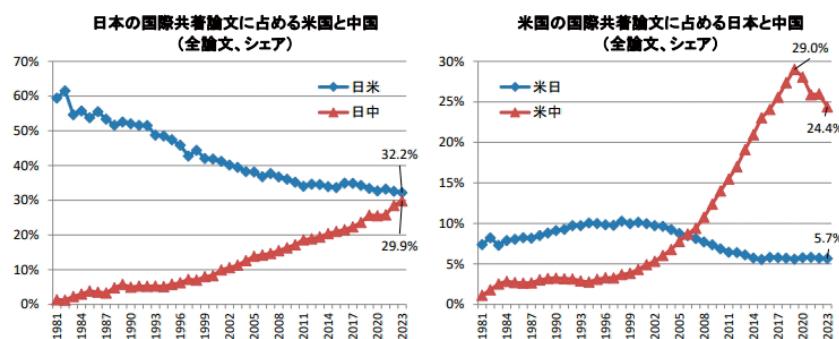
米中両国は、令和6年(2024年)12月に、米中科学技術協定(STA)を更新するに当たり、既存の合意内容から国家安全保障に関わる技術分野での協力及び大学・民間企業間での協力に関する文言を削除するなど、両国間の協力範囲を縮小した。こうした流れは第2次トランプ政権発足後(1月)も変わらず、米国国務省が、重要分野を専攻する中国人留学生等のビザ取消し方針を発表した(5月)ほか、米国航空宇宙局(NASA)は、中国人研究者による施設入り及びネットワークへのアクセスを制限した旨明らかにした(9月)。

また、文部科学省科学技術・学術政策研究所が公開した資料「科学技術のベンチマークリング2025 - 論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況 -」(8月)によると、平成31年(2019年)～令和5年(2023年)の間で、米中間の国際共著論文数は、計算機・数学以外の分野で減少していることが指摘されている。

米中科学技術協定の変更点（一例）				
	目的	協力分野	協力主体	研究者保護
変更前	科学技術分野における幅広い協力機会の提供	農業 工学 エネルギー 宇宙 医療 環境 地球科学	科学者 専門家 学生	—
変更後	科学技術分野における政府間協力の機会の提供	気候変動 食料安全保障 医療	政府研究者	研究者の安全・福祉が最優先 恣意的拘束、嫌がらせ、出国停止等を禁止

(報道等に基づき当庁作成)

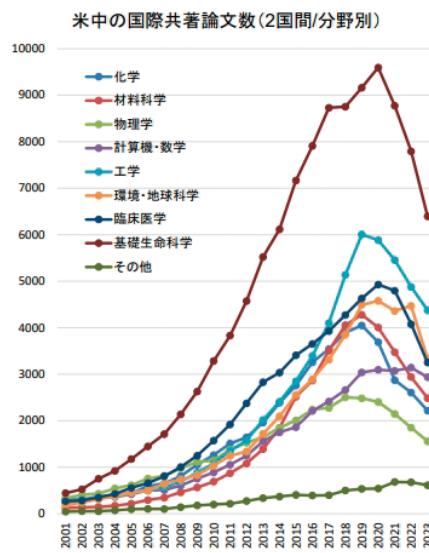
概要図表 12 日本の国際共著論文に占める米国と中国のシェアの推移、米国国際共著論文に占める日本と中国のシェアの推移



(注) Article, Review を分析対象とし、整数カウント法により分析。単年である。  
クラリベイト社 Web of Science XML (SCIE, 2024 年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

出典:文部科学省科学技術・学術政策研究所ライブラリ  
(<https://nistep.repo.nii.ac.jp/records/2000231>)

アカデミアにおける米中の“デリスキング”は、両国のみならず、第三国にも様々な影響を及ぼす可能性がある。我が国においては、研究開発等の機会を求める留学生及び外国人研究者の増加が見込まれる一方、こうした環境を悪用した技術窃取には引き続き注意が必要であり、国際的な学術・技術交流の際には、交流相手に懸念がないか、交流内容・範囲が適切であるかを検討するなどのリスク管理が求められる。



## 退職者を狙った懸念主体による人材獲得動向

退職者を通じた技術流出は、経済安全保障上のリスク類型として、これまでも組織が対応すべき課題とされてきたところ、改めて、懸念主体による退職者を標的としたリクルート活動への警戒が高まっている。

米国のトランプ大統領は、米国連邦政府の歳出削減に取り組む政府効率化省(DOGE)の設置を命ずる大統領令に署名し(1月)、各機関の長に対して大規模な人員削減を指示した(2月)。人員削減規模は公表されていないものの、複数の欧米メディアによれば、少なくとも7万5,000人の連邦政府職員が早期退職プログラムに応じたとされる。また、予算案の失効に伴う連邦政府機関の一部閉鎖(10月)の影響により、連邦政府職員の追加解雇や一時帰休が拡大した。

### 米国連邦政府職員の人員削減をめぐる動き

2025年

DOGE設置 (1月)

人員削減が開始 (2月)

イーロン・マスク氏

退任を発表 (5月)

政府閉鎖に伴う職員

解雇報道 (10月)

一部機関で職員復職の動き



「DOGE」と書かれたTシャツを見せるイーロン・マスク氏(写真提供:AP/アプロ)



米国疾病予防管理センター(CDC)前で人員削減に抗議する人々(写真提供:AP/アプロ)

図表:主な連邦政府機関の人員削減規模(2025年7月時点)

機関名	削減規模(人)
国際開発庁(USAID)	10,000程度
内国歳入庁(IRS)	7,315
国防総省(DOD)	5,400
保健福祉省食品医薬品局(FDA)	3,500程度
農務省林野部(USFS)	3,475
国務省(DOS)	1,353
エネルギー省(DOE)	1,200以上
中央情報局(CIA)	1,200
サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁(CISA)	130以上

(各種公開情報に基づき当庁作成)

こうした中、懸念主体の関与が疑われる米国連邦政府職員を標的としたリクルート活動も発生している。2月、情報交換サイトの掲示板に、解雇された米国連邦政府職員向けの求人広告が掲載された。同求人広告を掲載した企業について、米国シンクタンク「民主主義防衛財団」(FDD)は、懸念主体が米国連邦政府職員等を標的とするために設立した偽のコンサルティング会社である可能性を指摘した(5月)。

また、米国国家防諜安全保障センター(NCSC)は、外国、特に中国の懸念主体が、コンサルタント会社やヘッドハンター等になりすまし、オンライン上で米国連邦政府の職員及び元職員に対するリクルート活動を行っているとする注意喚起を発表した(4月)。



NCSCが掲示した文書「Online Targeting of Current & Former U.S. Government Employees」(NCSCウェブサイト<<https://www.dni.gov/files/NCSC/documents/products/2025-04-08-NCSC-FBI-DCSA-OnlineTargetingUSGEmployees.pdf>>)

次ページに続く

## COLUMN » 3

注意喚起の中で、NCSCは、退職者を標的とする懸念主体を見極めるための兆候を列挙した上で、職員・社員と雇用主の双方が取り得る対応策を紹介している。

米国における人員削減に限らず、企業における経営合理化のための人員削減等、組織による人員削減のタイミングは、懸念主体にとって人材獲得の格好の機会になり得る。退職者による転職先の選択は、個人の職業選択の自由に関わる一方、組織として退職者を通じた技術流出の防止が求められており、NCSCの指摘は参考になると思われる。

### このような採用担当者には要注意



- ・リモートワークや柔軟な働き方をうたいながら、職種に見合わない高い給与を提示。
- ・過度に称賛。
- ・メッセージに過剰に反応し、より機密性の高い連絡手段へ誘導。
- ・最初は職務に関連する無害な話題についての情報提供を依頼し、徐々に、非公開情報や機密な情報の提供を要求。

### 職員・社員の対応策



- ・転職サイト、SNS等の利用時は、適切なセキュリティ対策を実施。
- ・仕事に関する情報をオンラインで投稿しないなど、標的になるような行動を回避。
- ・公開されている自身のデータの管理を徹底。
- ・見知らぬ人からのオンラインでの招待は拒否。
- ・求人を提供する個人及び組織については精査。

### 雇用主の対応策



- ・職員・社員に対して、自身の職務に関する機密な情報・要保護情報を明確化。
- ・職員・社員とのコミュニケーションを頻繁かつ円滑に行い、不満を最小限に。
- ・人事、労務、ITの各部門が連携して退職者へ対応。
- ・退職予定者を機密な業務から外すとともに、退職後も守秘義務を負うことを再確認させる。

(NCSCの注意喚起文書に基づき当庁作成)

## バイオテクノロジーの戦略化と経済安全保障

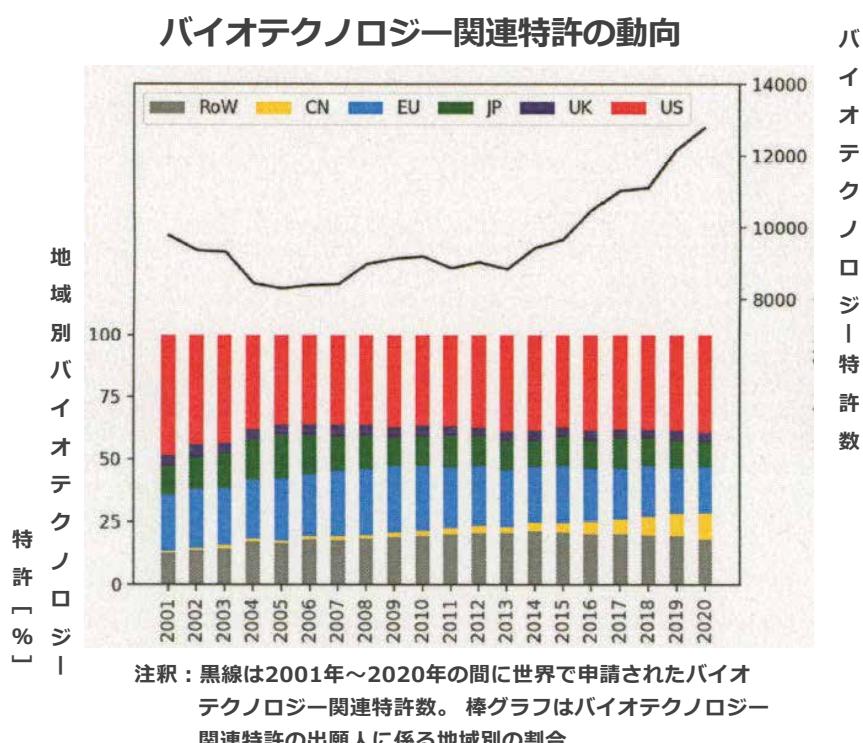
バイオテクノロジーは、医療、食糧、環境、エネルギー、素材・材料等私たちの日常生活に密接した分野から安全保障に至るまで、幅広い分野での活用が期待される技術であり、昨今、米中双方が同技術を重視する動きが見られる。

中国は、「中国製造2025」(平成27年(2015年)発表)において、バイオテクノロジー産業の技術革新及び高度化を国家戦略として提示したほか、「第14次5か年計画」バイオエコノミー発展計画(令和4年(2022年)発表)等の各種政策を通じて、バイオテクノロジーの発展を推進してきた。

こうした中国による戦略の効果の一部は、具体的な数字として表れつつある。欧州委員会直属の科学研究機関である共同研究センター(JRC)によると、バイオテクノロジーの特許数全体における米国のシェアは、平成13年(2001年)～令和2年(2020年)の間に約10%減少した一方、中国は約10%増加したとされる。

バイオテクノロジー分野における中国の台頭を受け、米国が対抗を強める姿勢がうかがえる。米国は、特定国がバイオテクノロジーの活用を通じて軍事的優位性の獲得を企図しているなどとして、特定のバイオテクノロジー研究機器及び関連技術の輸出管理を強化する旨発表した(1月)。また、米国連邦議会では、諮問機関である新興バイオテクノロジー国家安全保障委員会(NSCEB)が、中国がバイオテクノロジーを戦略的優先事項に位置付け、その優位性を急速に向上させていると指摘した上で、中国を上回る技術力の獲得や、中国の技術成長の減速を目的とした提言を明らかにした(4月)ほか、下院において、バイオテクノロジーが国家及び経済安全保障に与える影響の評価・対処に取り組む方針等を盛り込んだ2025年国家バイオテクノロジイニシアチブ法案が提出された(4月)。

米中によるけん制及び技術力強化を目指す取組は、半導体や量子等の多様な技術分野で展開されている。バイオテクノロジー分野も例外ではなく、その研究、開発、データ処理等に携わる我が国企業及び大学等の活動が、今後、より一層影響を受ける可能性がある。



(欧州委員会の共同研究センター〈JRC〉の発表資料  
[https://publications.jrc.europa/repository/bitstream/JRC137266\\_01.pdf](https://publications.jrc.europa/repository/bitstream/JRC137266_01.pdf) から抜粋し、注釈及び縦軸の説明を当庁が追加)